

# 介護給付費過誤申立についてのお願い

## ○ 過誤処理について

請求誤り等により、国保連合会で審査決定済の請求を取り下げる場合、事業者は保険者に過誤を申立てることになります。過誤処理の方法は、以下の2種類です。

### 1. 通常過誤

介護給付費の実績の取下げを先に行い、翌月以降に再請求を行います。

### 2. 同月過誤←城里町では同月過誤は行いません。

介護給付費の実績の取下げと再請求を同じ月に行います。同月中に行うことにより、差額分だけの調整を行い事業所の負担を軽減します。

\*過誤の調整額が多い場合は、事前にご相談下さい。

## ○ 提出書類について

1. 依頼文書（「介護給付費過誤申立について」）
2. 介護給付費過誤申立書
3. 給付費の内容が明記されている書類（給付費明細書の写し等）
  - 1) 誤った請求の明細書
  - 2) 正しい請求の明細書
4. その他、必要と認められるもの

## ○ 提出期限について

毎月10日までに提出いただいた分については、当月の審査で過誤調整されるよう国保連あてに申立てします。それ以降に提出いただいた分については、翌月申立分として取り扱わせていただきます。

## ○ 介護給付費過誤申立書の記載について（裏面を参照して下さい）

「申立事由コード（4桁）」は、様式番号（2桁）+申立理由（2桁）でコード設定して下さい。

## ○ その他の手続きについて

過誤申立てにより、事業者が利用者負担額の返還を行う場合で、利用者が高額介護サービス費の支給を受けている場合は、高額介護サービス費が過支給となり、町に対して返還金が生じます。返還については、以下のとおり取り扱ってください。

1. 事業者から過誤申立てをし、国保連合会で再請求分の審査が終了した後に、町から事業所に文書にて連絡します。
2. 事業者から利用者へ高額介護サービス費に返還金が生じることについて説明を行い、町が送付した納入通知書等により納入してもらってください。利用者負担金の返還がされていない場合は、被保険者の申出により事業所から町へ直接返還していただくことも可能です。

○ 提出及び問合せ先

城里町役場 長寿応援課 介護保険係  
 〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1 4 2 8-25  
 TEL 029-288-3111

**様式番号**

様式番号	明細書様式	サービス内容
10	様式第二	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護
11	様式第二の二	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
21	様式第三	短期入所生活介護
24	様式第三の二	介護予防短期入所生活介護
22	様式第四	介護老人保健施設における短期入所療養介護
25	様式第四の二	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
23	様式第五	病院・診療所における短期入所療養介護
26	様式第五の二	病院・診療所における介護予防短期入所療養介護
30	様式第六	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
31	様式第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
32	様式第六の三	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
33	様式第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護
34	様式第六の五	認知症対応型共同生活介護（短期利用）
35	様式第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
40	様式第七	居宅介護支援
41	様式第七の二	介護予防支援
50	様式第八	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
60	様式第九	介護老人保健施設
70	様式第十	介護療養型医療施設

※平成18年3月以前の「特定施設入所者生活介護」の場合には、様式番号「30」でコード設定してください。

**申立理由**

申立理由番号	申立理由
02	請求誤りによる実績取り下げ
12	請求誤りによる実績取り下げ（同月過誤扱いの場合）
42	適正化による実績取り下げ（保険者から過誤申立を促したもの）
49	適正化による実績取り下げ（保険者から過誤申立を促したもので、同月過誤扱いの場合）

※事業所申立による通常過誤の場合には、申立理由番号「02」でコード設定して下さい。